

令和2年度

# 下水道事業の概況

高松市都市整備局下水道部

## 目 次

(1) 下水道の沿革	1
(2) 公共下水道の計画概要	3
(3) 下水終末処理場	3
(4) 下水道使用料	4
(5) 下水道事業受益者負担金及び分担金	4
(6) 下水道事業への地方公営企業法の一部適用	4
(7) 決算状況	5
(8) 高松市下水道事業基本計画	5
(9) 高松市生活排水対策推進計画	5
(10) 公共下水道施設整備事業施行状況	6
(11) 下水道普及状況及び接続状況	6
(12) 浸水対策の推進	6
(13) 下水道施設の耐震化の推進	6
(14) 下水道施設の長寿命化対策の推進	7
(15) 再生水利用下水道事業	7
(16) 汚水処理施設共同事業	7
(17) 下水道事業における再生可能エネルギーの有効利用	7
(18) 各種助成制度等	8
(19) 浄化槽の適正な維持管理指導	10

## (1) 下水道の沿革

- 昭和8年2月 高松排水区（当時の中部処理区の一部）462.1haについて、下水道築造認可を得て下水道事業に着手
- 30年11月 第1期拡張計画として、整備済の東部・西部排水区のほかに、福岡・洲端・南部・西浜新町の各排水区を加え、合計882.8haについて下水道計画を策定
- 35年3月 処理場の位置・構造・幹線ルート及び処理区域の変更を行い、全体計画区域を921.5haに変更
- 40年4月 高松市初の処理場である福岡下水処理場の運転開始
- 46年10月 新都市計画法により、市街化区域及び市街化調整区域決定
- 49年5月 備讃瀬戸海域の水質汚濁に係る環境基準施行  
高松市の市街化区域全体4,450haを中部・東部・西部処理区に分け、高松市公共下水道事業の全体計画策定
- 50年12月 第2期拡張計画として、東部処理区1,538haと中部処理区976ha、合計2,514haについて事業認可を得て、東部処理区の下水道事業に着手
- 54年8月 香川県が高松地区水域流域別下水道整備総合計画（流総計画）策定
- 55年8月 流総計画による処理区変更のため、幹線ルートの一部変更
- 10月 中部処理区の一部（朝日町）を追加し、事業認可区域を2,687.5haに変更
- 57年11月 東部下水処理場日量5万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の処理施設の運転開始
- 59年10月 既存埋立地5haを追加し、事業認可区域を2,692.5haに変更
- 62年3月 中部処理区の一部（朝日町地先）23haを追加し、都市計画決定区域を4,478haに、事業認可区域を2,715.5haに変更
- 平成元年2月 東部処理区の一部（太田第2土地区画整理事業区域の一部245ha、東山崎町ほか2町の一部83.9ha）328.9haを追加し、事業認可区域を3,044.4haに変更（都市計画決定区域は昭和63年7月に245haを加え、4,723haに変更）
- 4年2月 東部処理区の一部（旧高松空港跡地）32haを追加し、事業認可区域を3,076.4haに変更（都市計画決定区域は5年2月に4,755haに変更）
- 5年2月～ 香東川流域下水道の事業認可に伴い、都市計画決定区域を4,765ha、事業認可区域を中部処理区861.6ha、東部処理区1,898.4ha、西部処理区899.0ha、合計3,659.0haに変更し  
9月 西部処理区の下水道事業に着手
- 7年12月～ 西部処理区・中部処理区の新規埋立地21haを追加し都市計画決定区域を4,786haに、さら  
9年1月 らに、事業認可区域に東部処理区の一部（三条町ほか9町の一部479.6ha）等を加え、中部処理区863.2ha、東部処理区2,378.0ha、西部処理区918.8ha、合計4,160.0haに変更
- 13年1月 単独公共、流域関連とも一部変更（再生水利用下水道事業区域の拡大等）
- 8月 流域下水道・香東川浄化センターの一部運転開始
- 9月 流域下水道・香東川浄化センターの一部運転開始に伴い、福岡下水処理場の処理機能を停止
- 11月 福岡下水処理場の廃止、福岡ポンプ場への位置づけ等の都市計画決定
- 14年1月 福岡下水処理場の廃止、福岡ポンプ場及び中部バイパス第1幹線を追加する等、単独公共、流域関連とも事業計画を一部変更
- 11月 単独公共について事業計画を一部変更（東山崎第1幹線ルート）
- 16年6月 単独公共について全体計画・フレーム等の変更  
流域関連について全体計画・フレーム等の変更、本市南西部地区581.4haの区域拡大
- 17年4月 流域関連について幹線ルートの一部変更
- 9月 塩江町（事業計画面積49.9ha）と合併
- 12月 単独公共、流域関連とも一部変更（幹線、ポンプ能力の変更、排水区域の変更）  
福岡ポンプ場に放流管を追加、合流式下水道緊急改善計画を追加
- 18年1月 国分寺町、香川町、香南町、庵治町及び牟礼町（事業計画面積1,623.3ha）と合併  
3月 合併に伴う都市計画下水道の名称変更（牟礼町、国分寺町、香川町）
- 19年3月 単独公共、流域関連とも全体計画・フレーム等の変更  
高松西部処理区の一部（南部広域クリーンセンター）10haの区域拡大

- 平成20年8月 単独公共について、中部バイパス第2幹線、中部バイパス第3幹線の追加及び福岡ポンプ場、牟礼雨水ポンプ場のポンプ能力変更  
流域関連について、高松西部処理区の一部（香川地区）145.1haの区域拡大
- 23年4月 高松市上下水道局発足  
地方公営企業法の全部適用
- 24年3月 単独公共について、屋島第4排水区、鶴尾第1排水区、東部第3・第4排水区の見直し
- 25年12月 単独公共について、汚水処理施設共同整備事業（M I C S）の追加、屋島西ポンプ場の  
変更、合流式下水道緊急改善計画の変更
- 26年7月 流域関連について、西部バイパス幹線及び日新ポンプ場の追加、円座第2・第3処理分  
区の見直し
- 27年7月 汚水処理施設共同整備事業（M I C S）の変更
- 28年4月 香東川流域下水道の移管に伴い流域関連を単独公共へ編入、牟礼浄化苑の区域の一部廃  
止
- 29年4月 汚水処理施設共同整備事業（M I C S）により東部下水処理場に設置された施設におい  
て、し尿等の受入れ開始
- 30年4月 水道事業の広域化に伴う上下水道部門の分離により、高松市都市整備局に編入  
地方公営企業法の一部適用（財務規定等）

## (2) 公共下水道の計画概要

処 理 区 名	全 体 計 画 区 域				事 業 計 画 区 域		
	都市計画決定 区域 (ha)	計画区域 (ha)	計 (ha)	計画人口 (人)	事業計画 区域 (ha)	計画人口 (人)	
東 部 処 理 区	3,241.2	107.0	3,348.2	166,680	3,241.2	164,230	
西 部 処 理 区	(旧高松市)	1,545.2	579.0	2,124.2	84,620	1,500.2	75,520
	(旧塩江町)		72.7	72.7	1,510	59.9	1,300
	(旧国分寺町)	384.0	32.0	416.0	14,600	350.0	11,830
	(旧香川町)	451.0	28.0	479.0	15,500	403.3	14,350
	(旧香南町)		320.0	320.0	5,200	253.0	4,880
庵 治 処 理 区		320.0	320.0	5,500	145.5	4,740	
牟 礼 処 理 区	540.0	276.4	816.4	19,200	616.6	16,570	
合 計	6,161.4	1,735.1	7,896.5	312,810	6,569.7	293,420	

## (3) 下水終末処理場

## ア 東部下水処理場

認可年月日 昭和50年12月15日 起 工 50年度

東部処理区について昭和57年11月から日量5万 $m^3$ の処理を開始した。

平成4年度及び17年度に処理能力を増設し、現在は日量8万3,330 $m^3$ の処理能力を有している。

## イ 牟礼浄化苑

認可年月日 昭和46年11月25日 起 工 49年度

牟礼処理区について昭和54年10月から日量8,500 $m^3$ の処理を開始した。

平成11年度に処理能力を増設し、現在は日量1万1,200 $m^3$ の処理能力を有している。

## ウ 庵治浄化センター

認可年月日 平成3年1月21日 起 工 7年度

庵治処理区について平成12年1月から日量1,750 $m^3$ の処理を開始した。

## エ 香東川浄化センター

認可年月日 平成5年7月21日 起 工 8年度

西部処理区について平成13年8月から日量4万 $m^3$ の処理を開始した。

22年度に処理能力を増設し、現在は日量4万7,600 $m^3$ の処理能力を有している。

当初は、香川県が流域下水道の処理施設として整備し運転を行っていたが、28年4月に本市へ移管され、公共下水道の処理施設として運転している。

オ 施設の概要

施設名	位置	敷地面積 (ha)	処理方法	処理能力(事業計画)		摘要	令和2年度 処理実績
				晴天時日 最大(m <sup>3</sup> )	計画処理 人口(人)		年間(m <sup>3</sup> )
東部下水 処理場	屋島西町 2366-6	14.37	標準 活性 汚泥法	126,500	164,230	・流入下水の予定水質 BOD170mg/L T-N 30mg/L T-P3.0mg/L ・計画放流水質 BOD 15mg/L	22,149,538
牟礼 浄化苑	牟礼町 牟礼 2633-3	3.35	標準 活性 汚泥法	11,200	16,570	・流入下水の予定水質 BOD180mg/L T-N 34mg/L T-P4.1mg/L ・計画放流水質 BOD 15mg/L	1,997,927
庵治浄化 センター	庵治町 6392-6	0.69	オキシ レーション ティッチ 法	2,420	4,740	・流入下水の予定水質 BOD210mg/L ・放流水の予定水質 BOD 15mg/L	192,722
香東川 浄化セン ター	香西本町 762	17.60	標準 活性 汚泥法	78,700	107,880	・流入下水の予定水質 BOD220mg/L S S180mg/L ・計画放流水質 BOD 15mg/L	10,915,323

(注) BOD:生物化学的酸素要求量、T-N:全窒素、T-P:全燐、SS:浮遊物質

(4) 下水道使用料

昭和39年10月、高松市下水道条例の全部改正により、40年度から公共下水道の排水区域全域を対象として、下水道使用料の徴収を実施している。近年の改定状況としては、消費税等の引上げに伴う消費税等相当分の転嫁を除き、平成22年6月に改定(平均改定率14.8%)した。

区分	汚水排除量(1カ月につき)	金額(税抜)
一般	8m <sup>3</sup> まで	929円
	8m <sup>3</sup> を超え 13m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	109円
	13m <sup>3</sup> " 20m <sup>3</sup> "	115円
	20m <sup>3</sup> " 50m <sup>3</sup> "	161円
	50m <sup>3</sup> " 500m <sup>3</sup> "	201円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	235円
湯屋業	1m <sup>3</sup> につき	35円

(5) 下水道事業受益者負担金及び分担金

都市計画法に基づく受益者負担金及び地方自治法に基づく分担金を徴収し、公共下水道事業に要する費用の一部に充て、事業の促進を図っている。

根拠条例 高松市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年6月17日条例第26号)

単位負担金額 1m<sup>3</sup>当たり150円

徴収方法 5年間分割払(年2回納付)または一括払

(6) 下水道事業への地方公営企業法の一部適用

平成23年4月の水道部門と下水道部門の統合により、上下水道局を発足させるとともに、下水道事業に

地方公営企業法を全部適用し、官庁会計方式から企業会計方式へ移行した。

30年4月から、水道事業の広域化に伴い、上下水道部門を再び分離して事業運営することとなったが、分離後の下水道事業については、企業経営の考え方に基づく事業運営を行うため、地方公営企業法の財務規定を引き続き適用している。

(7) 決算状況（下水道事業会計）

ア 収益的収入及び支出（税抜） (単位：千円)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2（見込）
収入	11,026,011	11,019,341	10,780,528	10,860,350	10,320,844
支出	11,368,242	11,019,341	10,780,528	10,860,350	10,320,844
当年度純利益	△342,231	0	0	0	0

イ 資本的収入及び支出（税込） (単位：千円)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2（見込）
収入	11,956,478	6,614,908	4,869,200	6,394,577	5,525,599
支出	15,757,161	10,036,587	8,738,248	9,884,659	9,175,789
収支不足額	3,800,683	3,421,679	3,869,048	3,490,082	3,650,191

※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定留保資金等で補填する。

(8) 高松市下水道事業基本計画

本市では、令和2年3月に、下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するとともに、持続可能な下水道事業の運営を推進するため、また、国が自治体に策定を要請する中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を兼ねたものとして、令和2年度から11年度までの10年間で計画期間とする高松市下水道事業基本計画を策定した。

この計画では、「快適で安心な生活環境を持続させるための下水道事業の運営」を基本方針に、「Ⅰ 快適な暮らしの実現」、「Ⅱ 防災・減災に向けた安心・安全なまちづくり」、「Ⅲ 自然環境と生活環境の共生」、「Ⅳ 次世代につなぐ事業運営」の「4つの目標」を掲げるとともに、「15の基本施策」及び「35の具体的取組」を設定し、事業の推進を図ることとしている。

(9) 高松市生活排水対策推進計画

本市を流れる河川は、流域に高松市街地を含み、人口が集中していることなどから、生活排水の影響が大きく、水質環境基準が達成されていない流域が多かったため、平成4年7月に香川県から旧高松市ほか6町が、水質汚濁防止法の規定に基づく高松地区生活排水対策重点地域に指定された。

これを受け、計画的・総合的に生活排水対策を推進するため、生活排水処理施設の整備と啓発活動を施策の両輪とする「高松市生活排水対策推進計画」を5年3月に策定し、以降、13年3月に新計画、20年3月に第3次計画を策定しながら、河川等の水質改善を図ってきた。

28年3月には、人口減少・少子・超高齢化時代の到来、地域社会構造の変化など、汚水処理施設整備を取り巻く環境の変化や、厳しい財政状況を背景に、より実効性のある計画とすべく、第4次高松市生活排水対策推進計画を策定し、基本的には新たな下水道事業計画区域の拡大は行わず、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の設置促進を効率的に行うことにより、生活排水対策を推進している。また、本計画の中間年次（令和2年度）において、元年度までの実績値等の点検を行い、目標年次である令和7年度に向けた施策の取組や目標値等の見直しを行った。

## (10) 公共下水道施設整備事業施行状況 (単位：百万円)

年 度	管 き よ	終 末 処 理 場
28	2,897.6	353.6
29	2,368.2	1,401.8
30	2,150.5	251.6
元	2,555.8	865.5
2	2,111.4	654.6

## (11) 下水道普及状況及び接続状況 (3.4.1現在)

市 町 名 ( 合 併 前 )	行政区域 面積(ha)	事業計画 処理面積(ha) a	現在処理 面積(ha) b	整備率 (%) b/a
高 松 市	19,492	4,741.4	4,042.7	85.3
塩 江 町	8,010	59.9	56.1	93.7
国 分 寺 町	2,625	350.0	310.2	88.6
香 川 町	2,733	403.3	289.3	71.7
香 南 町	1,472	253.0	218.1	86.2
庵 治 町	1,583	145.5	117.7	80.9
牟 礼 町	1,648	616.6	463.6	75.2
合 計	37,563	6,569.7	5,497.6	83.7

※ 四捨五入の関係上、各表間の計数等が一致しない場合がある

(3.4.1現在)

市 町 名 ( 合 併 前 )	行政区域 人口(人) a	事業計画 処理人口(人)	現在処理 人口(人) b	下水道普及率 (%) b/a
高 松 市	344,997	239,750	220,927	64.0
塩 江 町	2,393	1,300	920	38.4
国 分 寺 町	24,885	11,830	12,708	51.1
香 川 町	22,911	14,350	12,814	55.9
香 南 町	7,095	4,880	4,485	63.2
庵 治 町	4,813	4,740	3,622	75.3
牟 礼 町	17,164	16,570	16,284	94.9
合 計	424,258	293,420	271,760	64.1

(3.3.31現在)

処理区域内戸数 a	水洗化戸数 b	水洗化率(戸数) b/a	処理区域内人口 c	水洗化人口 d	水洗化率(人口) d/c
132,615戸	122,301戸	92.2%	271,760人	249,637人	91.9%

## (12) 浸水対策の推進

下水道事業計画区域内において、浸水被害の軽減・解消を目的に、雨水幹線やポンプ場の整備を計画的に進めている。

特に、中心市街地においては、平成16年の台風23号などによる甚大な浸水被災を踏まえ、18年に「中心市街地浸水対策計画」を策定し、東部地区を先行して雨水バイパス幹線の整備やポンプ施設の増強を進め、28年度からは、西部地区において雨水バイパス幹線の整備を進めるとともに、周辺市街地においても、令和2年度から宮川幹線の整備を進めている。

## (13) 下水道施設の耐震化対策の推進

緊急輸送路や軌道下に埋設された管路施設など、重要な下水道施設の耐震化を図ることを目的に、平成28年度に「総合地震対策計画」を策定し、耐震機能が不足する管路施設などの耐震化対策を進めている。



#### (14) 下水道施設の長寿命化対策の推進

道路陥没事故の未然防止及び下水道施設の改築等に伴うライフサイクルコストの最小化を図るために、平成22年度から長寿命化計画策定に向けた調査を開始し、管路施設については、25年度に西部、西宝町処理分区、26年度に東部、福岡、南部処理分区の長寿命化計画を策定し、27年度から同計画に基づき順次工事を実施している。処理場及びポンプ場施設については、25年度に東部下水処理場、牟礼浄化苑、庵治浄化センター、28年度に香東川浄化センターなどの長寿命化計画を策定し、同計画に基づき順次工事を実施している。

これら施設別の長寿命化計画については、施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理及び改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するため、29年度に下水道ストックマネジメント計画へ統合・移行し、30年度以降、下水道施設全体の長寿命化対策について優先順位の高いものから、順次整備を行っている。

#### (15) 再生水利用下水道事業

旧高松市では、下水処理水の有効利用を図るため、昭和62年度から下水処理水循環利用モデル事業として、福岡下水処理場（現在の福岡ポンプ場）に再生処理施設（日量500m<sup>3</sup>）を建設し、平成6年4月から周辺公共施設等へ雑用水の供給を開始した。

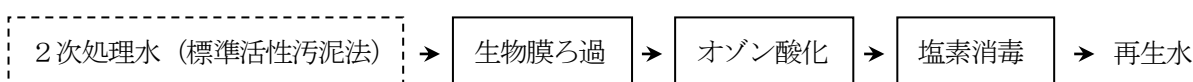
6年の大渇水を契機に、節水型都市づくりを推進するため、8年度に再生水利用下水道事業として国の事業認証を受け、東部下水処理場における再生処理施設（日量1,400m<sup>3</sup>）の建設及びサンポート高松への再生水管の整備を進め、13年4月に東部下水処理場の再生処理施設から再生水の供給を既供給施設も含めて開始した。

一方、旧牟礼町では、4年度に国の指定を受け事業に着手し、6年4月に牟礼浄化苑から日量2,100m<sup>3</sup>の供給を開始した。

##### ア 供給施設（令和3年3月末現在62施設）

- ・旧高松市内（福岡ポンプ場周辺施設・高松市総合体育館・サンポート高松内等 56施設）
- ・旧牟礼町内（高松北高等学校、国土交通省四国地方整備局四国技術事務所等 6施設）

##### イ 下水処理水再生処理施設フローシート（東部下水処理場）



#### (16) 汚水処理施設共同事業（M I C S）

衛生処理センターにて処理されていたし尿等の処理について、施設の効率化を目的に東部下水処理場にて共同処理を行うこととし、平成29年4月から供用を開始した。

<令和2年度実績>

- ・し尿等受入量 77,362m<sup>3</sup>

#### (17) 下水道事業における再生可能エネルギーの有効利用

東部下水処理場では、資源・エネルギーの有効利用及び健全で持続可能な企業経営を図るため、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガス（バイオマス）を燃料とする発電設備（発電容量500kW）を平成27年度に供用開始した。また、災害時の非常用電源とするため、同じく東部下水処理場において27年度に太陽光発電設備（発電容量100kW）の供用を開始した。

<令和2年度実績>

- ・売電量 2,415,629kWh
- ・売電額 94,209,530円（税抜）

(18) 各種助成制度等

ア 水洗便所改造資金貸付事業

公共下水道への接続を促進するため、下水道処理区域内において、既設のくみ取便所を水洗便所に改造する者に対し、昭和41年6月から水洗便所改造資金の貸付けを開始し、62年4月からは、既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する者にも貸付けを行っている。

改造資金貸付額は、くみ取便所の場合は1戸につき40万円以内、浄化槽の場合は1槽につき20万円以内であり、いずれも無利子で、支払方法は1カ月当たり1万円の均等分割払である。

改造資金貸付状況 (単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
貸付	9	5	0	1	1

イ 雨水利用施設整備事業

(ア) 浄化槽の雨水貯留施設改造助成金

高松市公共下水道を使用することにより、不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造の工事を自ら負担して行う者に対して、改造工事に要した額の10分の8（限度額12万円）を助成する事業で、平成9年度に創設した。

助成状況 (単位：件)

区分 \ 年度	27以前	28	29	30	元	2	累計
助成	738	12	7	2	3	0	762

(イ) 雨水浸透施設設置費助成金

個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設（雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ）を設置の際、その費用の一部を助成する事業で、平成15年度に創設した。

助成状況 (単位：件)

区分 \ 年度	27以前	28	29	30	元	2	累計
助成	5	0	0	0	1	0	6

(ウ) 雨水利用促進助成金

a 対象者 市内の自己の管理する土地または建物において、雨水の貯留及び活用のための施設・設備を整備する個人及び事業所（公共団体を除く）

b 雨水貯留施設の区分と助成額

- (a) 小規模施設
- ・貯水容量0.1m<sup>3</sup>以上1m<sup>3</sup>未満の雨水貯留施設（市販の製品）を購入、設置した場合
  - ・雨水貯留施設本体費用の10分の8を補助（千円未満の端数切り捨て）
  - ・助成金額は4万円を限度とする。
- (b) 中・大規模施設
- ・貯水容量1m<sup>3</sup>以上の貯水槽を設置または整備した場合
  - ・利用のための設備（配管・ポンプ等）整備を条件とする。
  - ・有効貯水容量1m<sup>3</sup>当たり4万円、または整備工事に要した設置費用の3分の2のいずれか少ない額を助成する。
  - ・助成金額は100万円を限度とする。

c 制度の創設 平成9年度

d 助成状況

(単位：件)

年度 区分	27以前	28	29	30	元	2	累計
小規模施設	978	40	27	30	21	22	1,118
中・大規模施設	116	1	0	1	0	1	119

ウ 合併処理浄化槽設置整備事業

高松市生活排水対策推進計画の一環として、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、雑排水（台所・風呂・洗濯等の排水）とし尿を併せて処理できる合併処理浄化槽に、単独処理浄化槽及びくみ取便所から転換する者に設置費用の一部を補助している。

なお、平成30年度までは、合併処理浄化槽への転換及び下水道事業計画区域外の新設に対する補助を行っていたが、単独処理浄化槽やくみ取便所からの転換を重点化する国の方針に基づき、本市においても、令和元年度から新設に対する補助を全て廃止した上で、配管に要する費用の上限額を引き上げるなど、補助制度の見直しを行い、さらなる転換促進を図っている。

(ア) 対象となる区域

公共下水道事業計画区域以外の区域（公共下水道事業計画区域内でも下水道の整備が相当の期間見込めない区域を含む。）

(イ) 対象浄化槽

浄化槽法の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下で、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付）が適用されるものについては同指針に適合するもの

(ウ) 補助対象者

自己の専用住宅（主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。）及び共同住宅等の単独処理浄化槽、くみ取便所を合併処理浄化槽に転換する者

なお、単独処理浄化槽からの転換の場合は、撤去及び配管に要する費用として、それぞれ9万円、30万円を限度として加算補助する。

(エ) 補助金額

(元年度以降、単位：円)

区分 人槽	補助限度額 (くみ取り転換)	補助限度額（単独転換）		
		浄化槽の設置に要する費用	既存単独処理浄化槽の 撤去に要する費用	配管に要する費用
5人槽	332,000	332,000	90,000	300,000
6～7人槽	414,000	414,000		
8～10人槽	548,000	548,000		
11～20人槽	939,000	939,000		
21～30人槽	1,472,000	1,472,000		
31～50人槽	2,037,000	2,037,000		

## (オ) 補助状況

(単位：基、千円)

年度 人槽	28		29		30		元		2	
	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額
5	733	139,274	793	150,562	711	140,104	108	35,856	80	26,560
6～7	248	80,523	230	81,351	200	69,759	129	53,406	147	60,858
8～10	21	8,220	13	4,658	21	9,042	9	4,932	13	7,124
11～20	2	1,878	2	1,878	3	2,817	7	6,573	3	2,817
21～30	4	5,888	0	0	0	0	1	1,472	0	0
31～50	1	2,037	1	2,037	0	0	0	0	1	2,037
合計	1,009	237,820	1,039	240,486	935	221,722	254	102,239	244	99,396

※ ただし、撤去・配管費等補助金額を除く。

## (9) 浄化槽の適正な維持管理指導

## ア 市内における浄化槽設置基数の推移

(単位：基)

年度 区分	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末
単 独	31,658	30,542	30,111	29,604	29,043
合 併	26,326	27,554	28,765	29,973	31,177
合 計	57,984	58,096	58,876	59,577	60,220

## イ 浄化槽対策

本市は、平成11年4月に中核市に移行したことに伴い、香川県から浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務や浄化槽の維持管理指導に関する事務が移譲されたことにより、浄化槽放流水の水質向上を図るため、条例や要綱の制定をはじめ、各種施策を行っている。

## (ア) 高松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成10年12月18日制定）

浄化槽の保守点検業者の登録に関して必要な事項を定めている。

（令和3年3月31日現在の高松市登録浄化槽保守点検業者数＝74業者）

## (イ) 高松市浄化槽の設置及び管理に関する要綱（平成30年4月1日制定）

浄化槽法と、この要綱に基づき、浄化槽の設置や管理について指導を行っている。

## (ウ) 浄化槽維持管理強化指導業務

公益社団法人香川県浄化槽協会に主に次の業務を委託し、業務内容によっては市職員も同行し、浄化槽の維持管理指導を行っている。※（ ）内は令和2年度の実施結果

a 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の受検指導（17,054戸）

b 法定検査結果不適正施設に対する保守点検・清掃・使用に関する技術指導（立入指導：192戸（市職員が同行）・文書による指導：863件（本市において実施）

c 浄化槽設置者講習会の開催（3回）

d 水環境出前講座の開催（2回）

## (エ) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の実施状況（2年度）

	実施基数	不適割合(%)	不適内容内訳（上位3位、単位：%）		
7条検査	1,295	7.5	①消毒なし (89.7)	②管理なし (55.7)	③BOD基準値オーバー (22.7)
11条検査	27,906	3.0	①消毒なし (93.3)	②送風機の稼働状況 (35.0)	③BOD基準値オーバー (29.2)

※表中不適とあるのは、水質検査において不適正と判定されたもの。

※不適内容内訳については、1つの施設で指摘事項が複数ある場合があるので、内訳の合計が100%を超えている。